

## 6. 自転車の使用



### (1) 自転車通学許可について

自転車通学は、自転車通学許可区域（P 2 6 参照）内に居住し、以下の条件を満たした場合のみ、校長が許可をする。

- ① 所定の用紙に保護者が必要事項を記入し、学校に提出をする。
- ② 通学に使用する自転車については（2）の項目の点検を受け、合格する。
- ③ 通学時には自転車用のヘルメットを正しく着用する。
- ④ 自転車本体の後部泥よけに、許可を証明する鑑札番号シールを貼る。
- ⑤ 通学時には（3）の違反行為を行わない。

### (2) 自転車本体について

- ① 通学用自転車は安全面を重視したものを使用する（マウンテンバイク・ロードレースタイプのものや折りたたみのものは避ける）。
- ② 通学用自転車は、以下の項目に当てはまるものを使用する。
  1. サドルは自分の体に合わせて正しく調節し、乗った時点で両足が地面に着くこと。
  2. ハンドルは自分の体に合わせて正しく調整し、ハンドルのグリップが地面に対して水平もしくはそれ以下であること。形状については以下の通り。

	ハンドルの形状	ハンドルの名前
○		〔左〕セミアップハンドル 〔右〕オールラウンドハンドル
X		〔左〕ドロップハンドル 〔右〕アップ（カマキリ）ハンドル

3. ブレーキは、レバーを握った状態で車体を押ししても車輪が回らないこと。また、ブレーキレバーは適切な位置についていること。
  4. 後部荷台がついていること。
  5. 前照灯がつくこと。
  6. ベルが鳴ること。
  7. 両側でスタンドが正しく立つこと。
  8. 後部反射プレートがついていること。
  9. 鍵がかかること。
  10. ヘルメットの内側に名前を明記すること。
- ③ 自転車の改造（ハンドルの変形など）はしない。
  - ④ 常に点検・修理をして安全に走行できる状態にしておくこと。



### (3) 違反行為と罰則について

- ① 道路交通法違反や地域の方の迷惑になる行為をしない。
- ② 無許可または点検修理を怠った自転車による通学は禁止する。
- ③ ヘルメットは、正しく着用する（通学中は場所を問わず着用し、あご紐まできちんと締める）。
- ④ 指定カバン（ポストンバッグ）は、必ず後部荷台につけて登下校すること。
- ⑤ 校内では、クラスごとに指定された自転車置き場に整頓して駐輪する。
- ⑥ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転をしない。

※上記の内容に違反した場合、注意・指導をし、違反したことを保護者に連絡。

※違反を繰り返し、改善が見られない場合は安全委員会で検討し、自転車通学許可を取り消すことがある。

### (4) その他

- ① 土日および長期休業中の部活動や対外試合などで自転車を使用する場合、
  1. 自転車通学を許可されている者は、通学時と同じ。
  2. 自転車通学を許可されていない者は、顧問の許可を得た上で(2)(3)の規定を守って使用することができる。ただし、事前に(2)の各項目について顧問の安全点検を受けなければならない。
- ② 校外行事等で自転車を使用する場合も上記に準じる。
- ③ ヘルメット・鑑札番号シールについて
  1. 学校推奨のヘルメットは、学校から注文できる。ただし自転車専用のヘルメットであれば、これ以外でも使用を認める。
  2. 鑑札番号シールを自転車点検合格後に貼る。シールの色は学年別に緑・黄・青。
- ④ 自転車保険に加入すること。